

戸籍の氏名への振り仮名記載に関する緊急要望

令和5年6月に戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、令和7年5月に施行される。同改正法に基づき、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることとなる。なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、データ連携の推進の観点から、本制度の速やかな導入が求められている。実施にあたっては、地方自治体が当該届出等に関する業務を担うこととなるが、本業務の円滑かつ確実な実施に向けて、以下のとおり要望する。

1. 円滑な制度導入が図られるよう、国として、国民に対する、改正法の主旨・手続きに関する周知を確実に行うとともに、コールセンターを設置するなど、国民の問い合わせに適切に対応すること。また、地方自治体に対して、事務の詳細情報を早期に提示すること。
2. 地方自治体が効率的かつ最小限度の負担で対応できるよう、氏名の振り仮名に関する審査基準の明確化や手続き簡略化などの対応策を早急に検討・実施すること。
3. 本業務を円滑に推進するためには、システム改修や通知書の印刷・郵送のみならず、人員の追加配置、情報端末等の増設、関連システムの改修や自治体独自のコールセンター設置等が不可欠である。これらの経費についても補助対象を拡大し、全額国費負担による財政措置を講じること。
4. 令和7年5月の施行に向け、本業務を円滑に実施するためには、令和7年4月の交付決定では間に合わず、交付決定の前倒しが必要である。このため、対象経費の拡大分も含めた予算を令和6年度補正予算に計上し、速やかな交付決定を行うこと。

◆詳細説明

1. 本制度の開始後に遅滞なく本籍地の市区町村長から全ての国民に対して、郵送で戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を通知することとなるが、通知を受けた国民の混乱を招くことがないように、国の責任において、改正法の主旨や振り仮名の届出などの手続きに関する周知を行うとともに、国民からの手続きや振り仮名の基準に対する問い合わせに対応する国コールセンターを設置するなど、地方自治体の負担を軽減すること。また、令和6年8月に法務省のオンライン説明会が開催され、業務概要やスケジュールなどが示されたところであるが、施行まで期間が無い中、未だに地方自治体に対して、事務取扱に関する詳細情報が明示されていない。

い状況であることから、円滑な制度導入が図られるよう、早期に情報提供を行うこと。

2. 施行日から1年間と限られた期間で、仮の振り仮名の取得や通知、振り仮名の届出受付など、多くの業務が発生することから、各自治体が効率的かつ最小限度の負担で対応できるよう、仮の振り仮名について修正が不要な場合は届出を省略し手続きの簡略化を図るなど、対応策を早急に検討・実施すること。
3. 本業務に係る国の補助金について、システム改修経費及び通知書の印刷費・郵送費のみが対象経費となっているが、一定数の人口規模を有する中核市の場合、現状の体制では期間内に事務を遂行することは困難であるため、対応に係る人員の増員と機材の準備が求められることから、この他に人件費、情報端末等の増設費用、関連するシステム改修経費や独自のコールセンター設置に要する委託費など、対象経費の拡充を行うこと。また、これらについて、法定受託事務であるということをお勧めし、全額国費負担による財源措置を講ずること。
4. 令和6年8月の法務省説明会の資料では、補助金の交付決定が令和7年4月下旬と示されているが、令和7年5月の改正法施行に向けて、本業務を円滑に進めるためには、交付決定の前倒しが必要である。このため、前項で掲げる対象経費の拡大分も含めて、令和6年度の補正予算に計上し、財源確保を行った上で、速やかな交付決定を行うこと。

令和6年11月6日

中核市市長会